

令和5年(2023年)3月23日付け札幌市告示第1386号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和5年(2023年)3月28日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第1386号別表の工事番号「23(西)第0010号」工事名「札幌軽川間線(二十四軒1条線~二十四軒4条線間)舗装路面改良ほか工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2326001011	
1	工事（業務）番号	23（西）第 0010 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	札幌軽川間線（二十四軒1条線～二十四軒4条線間）舗装路面改良ほか工事
		工事（履行）場所	札幌市西区八軒1条東5丁目ほか
		工事（業務）内容	【札幌軽川間線】工事延長 520m 道路幅員 14.54m（車道9.0m+歩道2.77m×2） 施工幅員 14.54m 路面切削工 4,500m ² 車道舗装工（t=4cm）4,500m ² 排水構造物修正工 一式 縁石工 一式 【ゾーン30】区画線工 一式 標識工 一式
		工期（履行期間）	着手の日から令和5年10月31日まで
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和5年4月19日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和5年04月10日（08時00分～20時00分） 令和5年04月11日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和5年04月12日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	西）土木部維持管理課
		電話番号	011-667-3201



単一51号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023. 3
歩掛適用年月	2023. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

殻運搬	アスファルト殻 小規模		単位	m3	数量	1
【夜間】						
名称	規格	単位	数量		摘要	
殻運搬	舗装版破碎 機械積込 (小規模土工) 有り 5.0km以下 全ての費用	m3	1			
計						
単価					円/m3	

単一52号

単価適用年月	2023. 3
歩掛適用年月	2023. 3
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

殻運搬	コンクリート殻 (鉄筋)		単位	m3	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
殻運搬	コンクリート (鉄筋) 構造物とりこわし 機械積込 有り 10.9km以下 全ての費用	m3	1			
処理費 (建設副産物処理) コンクリート塊 再生 昼間 無筋	札幌環境資材センター(株) 産業廃棄物 50cm四方以下	t	2.35			
計						
単価					円/m3	



単-51号

1次単価表 (金抜き)

単価適用年月	2023. 3
歩掛適用年月	2023. 3
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

殻運搬	アスファルト殻 小規模	単位	m3	数量	1
【夜間】					
名称	規格	単位	数量	摘要	
殻運搬	舗装版破碎 機械積込 (小規模土工) 有り 5.0km以下 全ての費用	m3	1		
計					
単価				円/m3	

単-52号

単価適用年月	2023. 3
歩掛適用年月	2023. 3
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

殻運搬	コンクリート殻 (鉄筋)	単位	m3	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
殻運搬	コンクリート (鉄筋) 構造物とりこわし 機械積込 有り 10.9km以下 全ての費用	m3	1		
処理費 (建設副産物処理) コンクリート塊 再生 昼間 有筋	札幌環境資材センター(株) 産業廃棄物 50cm四方以下	t	2.35		
計					
単価				円/m3	

特記仕様書

本特記仕様書は、契約の適正な履行の確保を図るため、本工事固有の施工条件の明細や技術的な要求事項などを記すものであり、本特記仕様書に記載されていない事項は札幌市土木工事共通仕様書（以降、「共通仕様書」という。）によるものとする。

1 共通事項

(1) 工事期間等の設定について

- ア 工期：令和5年4月17日から令和5年10月31日まで
 なお、工事期間には標準的な作業日数のほか下表の日数を見込んでいる。

① 準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日*と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7

※休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

イ 週休2日試行工事の実施について

- (ア) 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事であり、**当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。**
- (イ) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- (ロ) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。
 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (ハ) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (ニ) 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (ホ) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (ヘ) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 a) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 b) 受注者は、実施結果を工事月報等により定期的に発注者へ報告する。
- (ヘ) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (ヘ) 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の状況を確認後、4週8休に満たない場合は現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じるが、その他労務費分や機械経費（賃料）分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。
 1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合）
 2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
 3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
 なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初計上してい

特記仕様書

本特記仕様書は、契約の適正な履行の確保を図るため、本工事固有の施工条件の明細や技術的な要求事項などを記すものであり、本特記仕様書に記載されていない事項は札幌市土木工事共通仕様書（以降、「共通仕様書」という。）によるものとする。

1 共通事項

(1) 工事期間等の設定について

- ア 工期：令和5年4月24日から令和5年10月31日まで
 なお、工事期間には標準的な作業日数のほか下表の日数を見込んでいる。

① 準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日*と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7

※休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

イ 週休2日試行工事の実施について

- (ア) 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事であり、**当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。**
- (イ) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- (ロ) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。
 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (ハ) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (ニ) 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (ホ) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (ヘ) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 a) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 b) 受注者は、実施結果を工事月報等により定期的に発注者へ報告する。
- (ヘ) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (ヘ) 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の状況を確認後、4週8休に満たない場合は現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じるが、その他労務費分や機械経費（賃料）分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。
 1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合）
 2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
 3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
 なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初計上してい